

○ 少年の健全な育成に向けた学校及び教育委員会との連携の強化について（通達）

令和3年1月7日
人少甲達第4号、生企甲達第4号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 平成10年2月12日付け少甲第31号ほか「少年の健全な育成に向けた学校との連携の強化について（通達）」

少年の非行防止における警察と学校との連携については、対号等に基づき、各所属において積極的に取り組んでいるところであるが、最近における少年非行の情勢をみると、校内暴力やいじめのほか、暴力非行、薬物乱用、性非行等の分野においても、生徒非行の深刻化がより顕著になっており、両者の連携を一層強化する必要がある。

また、児童・生徒を対象とした犯罪等の被害の問題についても、凶悪・粗暴事件や強制わいせつ等の被害が依然として発生するなど深刻化しており、少年の保護の観点からも、警察と学校の連携を強化する必要がある。

各所属にあつては、次の点に留意し、少年の健全育成に向けた学校等との連携の一層の強化を図るよう努められたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 学校等との連携のあり方

- (1) 警察と学校等との連携強化を図るため、警察本部と教育委員会等との密接な協力が必要なことから、両者が緊密な情報交換を行う体制を維持し、警察と学校等それぞれの自発的発意に基づいて適切な措置が促進されるよう配慮すること。
- (2) 警察と学校等との連携強化については、市町その他の区域ごとに設立されている学校警察連絡協議会や生徒指導連絡協議会等（以下「学警連等」という。）を通じて、警察と学校等が非行防止に関する情報を積極的に交換し、協同して取り組むべき具体的措置についての協議を行い、これを計画的に実施していくことが望ましいことから、各所属の実情に即し、学警連等の充実と活性化に配慮すること。

また、その際、児童・生徒を犯罪被害等から守るため、警察と学校等とが緊密な連携をとるよう配慮すること。

- (3) 警察と学校等とが協議すべき具体的措置としては、例えば、
 - ・ 薬物乱用防止教室の開催、その他児童生徒の規範意識の啓発に係る措置

- ・ 警察と教育関係団体等が協同して行う街頭活動
- ・ 警察の行う不良行為少年等の継続補導と学校の行う生徒指導との連携
- ・ 児童・生徒の保護や安全確保を図るための措置

といった措置が考えられる。

2 幹部の責務

学校等との連携を促進するに当たっては、所属長をはじめ幹部が率先してこれに当たるよう配慮すること。